

令和元年12月市議会定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和元年12月2日提出)

1	議案第 127 号	令和元年度福島市一般会計補正予算											
2	議案第 128 号	令和元年度福島市水道事業会計補正予算											
3	議案第 129 号	令和元年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算											
4	議案第 130 号	令和元年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算											
5	議案第 131 号	福島市部設置条例の一部を改正する条例制定の件 行政組織機構の改正を行うため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・業務の部局間の移管による分掌事務の変更 (令和2年4月1日から施行)											
6	議案第 132 号	福島市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないよう、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化 ①福島市職員の分限に関する条例 ②福島市職員の給与に関する条例 ③福島市職員の退職手当に関する条例 ④福島市職員等の旅費に関する条例 ⑤福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (公布の日から施行) (2)拡充型事業への不均一課税の期限延長 ・平成30年3月31日までの適用期限を平成32年3月31日まで延長 (3)移転型事業への課税免除の導入 ・東京23区から本社機能を移転する事業者の課税を賦課年度から3箇年度分免除 (公布の日から施行)											
7	議案第 133 号	福島市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 ・無料低額宿泊所の設備及び運営等に関する基準を規定 <table border="1" data-bbox="501 1451 1422 1688"> <tr> <td>事業範囲</td> <td>・入居対象者を生計困難者に限定しているか、定員の5割以上が生活保護受給者 ・居室使用料は無料又は厚生労働大臣が定める基準以下</td> <td>運営規定</td> <td>・運営方針、職員配置、入居定員等、重要事項に関する規程を定め市に届出 ・入居申込者に対する文書説明及び契約締結 ・入居者本人が金銭を管理。管理に支障がある場合は、別途契約及び帳簿の整備等が必要</td> </tr> <tr> <td>居住環境</td> <td>・居室は個室、面積7.43㎡以上 ・多人数居室は施行後3年以内に解消</td> <td rowspan="2">長期入所防止</td> <td>・一般住宅等での生活可能性を把握、支援を行う ・契約期間は1年以内</td> </tr> <tr> <td>防火防災</td> <td>・建築基準法及び消防法の規定を遵守 ・非常災害に対する具体的な計画 ・避難訓練等を年1回以上実施</td> <td>・契約期間終了前に入居者本人の意思確認及び福祉事務所等と利用必要性について協議を行う</td> </tr> </table> (令和2年4月1日から施行)	事業範囲	・入居対象者を生計困難者に限定しているか、定員の5割以上が生活保護受給者 ・居室使用料は無料又は厚生労働大臣が定める基準以下	運営規定	・運営方針、職員配置、入居定員等、重要事項に関する規程を定め市に届出 ・入居申込者に対する文書説明及び契約締結 ・入居者本人が金銭を管理。管理に支障がある場合は、別途契約及び帳簿の整備等が必要	居住環境	・居室は個室、面積7.43㎡以上 ・多人数居室は施行後3年以内に解消	長期入所防止	・一般住宅等での生活可能性を把握、支援を行う ・契約期間は1年以内	防火防災	・建築基準法及び消防法の規定を遵守 ・非常災害に対する具体的な計画 ・避難訓練等を年1回以上実施	・契約期間終了前に入居者本人の意思確認及び福祉事務所等と利用必要性について協議を行う
事業範囲	・入居対象者を生計困難者に限定しているか、定員の5割以上が生活保護受給者 ・居室使用料は無料又は厚生労働大臣が定める基準以下	運営規定	・運営方針、職員配置、入居定員等、重要事項に関する規程を定め市に届出 ・入居申込者に対する文書説明及び契約締結 ・入居者本人が金銭を管理。管理に支障がある場合は、別途契約及び帳簿の整備等が必要										
居住環境	・居室は個室、面積7.43㎡以上 ・多人数居室は施行後3年以内に解消	長期入所防止	・一般住宅等での生活可能性を把握、支援を行う ・契約期間は1年以内										
防火防災	・建築基準法及び消防法の規定を遵守 ・非常災害に対する具体的な計画 ・避難訓練等を年1回以上実施		・契約期間終了前に入居者本人の意思確認及び福祉事務所等と利用必要性について協議を行う										
8	議案第 134 号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないよう、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化 (公布の日から施行)											

9	議案第 135 号	<p>福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 放課後児童健全育成事業の持続可能な運営体制を整備するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)一支援単位を構成する児童数の基準に関する経過措置期間が令和元年度で終了することに伴い、新たな経過措置を規定 ・経過措置 当分の間、地域の実情に応じ、安全確保に支障が無いと市長が認めるとき</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>
10	議案第 136 号	<p>福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)副園長及び教頭の資格基準の緩和に関する経過措置期間を延長 ・経過措置期間 令和元年度まで → 令和6年度まで</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>
11	議案第 137 号	<p>福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件 夜間急病診療所の利用拡大と持続可能な診療体制を整備するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)診療時間外においても休日昼間等における急病患者に対し、応急的な診療を行うことができる規定を追加 (2)診療時間を30分間短縮 ・午後7時から翌日午前8時まで → 午後7時から翌日午前7時30分まで</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>
12	議案第 138 号	<p>福島市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 資格基準の見直しに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 ・成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないよう、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化</p> <p>(公布の日から施行)</p>
13	議案第 139 号	<p>福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件 水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)指定給水装置工事事業者の指定更新制度導入に伴い、手数料を規定 ・指定更新手数料 1件につき 10,000円 (2)新規の指定手数料を改正 ・指定手数料 1件につき 5,000円 → 10,000円</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>
14	議案第 140 号	<p>福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 福島市消防団員の資格基準について、適正化を図るため所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)消防団員となることができない者の基準を規定 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②条例第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>(公布の日から施行)</p>
15	議案第 141 号	民事調停申立ての件

16	議案第 142 号	市営住宅に係る滞納家賃の支払いに関して、調停を申し立てる。 字の区域の変更の件
17	議案第 143 号	大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。 工事請負契約の件(福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(建築))
18	議案第 144 号	福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(建築)について、請負契約を締結する。 工事請負契約の件(福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(電気設備))
19	議案第 145 号	福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(電気設備)について、請負契約を締結する。 工事請負契約の件(福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(機械設備))
20	議案第 146 号	福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事(機械設備)について、請負契約を締結する。 財産処分
21	議案第 147 号	分譲用地として造成した福島おおぞうインター工業団地の一部を処分する。 指定管理者の指定の件(中之湯)
22	議案第 148 号	中之湯について、指定管理者を指定する。 指定管理者の指定の件(児童公園)
23	報告第 23 号	児童公園について、指定管理者を指定する。 専決処分報告の件

令和元年12月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和元年12月11日提出)

1	議案第 149 号	令和元年度福島市一般会計補正予算
2	議案第 150 号	令和元年度福島市水道事業会計補正予算
3	議案第 151 号	令和元年度福島市下水道事業会計補正予算
4	議案第 152 号	令和元年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
5	議案第 153 号	令和元年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算
6	議案第 154 号	令和元年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算
7	議案第 155 号	令和元年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
8	議案第 156 号	令和元年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
9	議案第 157 号	福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 職員の給料及び勤勉手当等を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)給料…平均給料月額を 0.09%引き上げ (2)期末・勤勉手当…12 月期勤勉手当を 0.05 月分引き上げ 「0.925 月」→「0.975 月」(0.05 月増) (3)住居手当…手当上限額を 1,000 円引き上げ 「27,000 円」→「28,000 円」(1,000 円増) (1)(公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用) (2)(公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用) (3)(令和2年4月1日から施行)

令和元年12月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和元年12月17日提出)

1	議案第 158 号	教育委員会委員任命の件
2	議案第 159 号	公平委員会委員選任の件
3	議案第 160 号	固定資産評価審査委員会委員選任の件
4	議案第 161 号	財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)

令和元年12月市議会定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和元年12月17日提出)

1	議案第 162 号	国土強靱化対策の推進を求める意見書
2	議案第 163 号	看護師と介護従事者の特定最低賃金の新設を求める意見書

令和2年3月市議会定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和2年3月2日提出)

1	議案第 1 号	令和2年度福島市一般会計予算
2	議案第 2 号	令和2年度福島市水道事業会計予算
3	議案第 3 号	令和2年度福島市下水道事業会計予算
4	議案第 4 号	令和2年度福島市農業集落排水事業会計予算
5	議案第 5 号	令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
6	議案第 6 号	令和2年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
7	議案第 7 号	令和2年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
8	議案第 8 号	令和2年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
9	議案第 9 号	令和2年度福島市介護保険事業費特別会計予算
10	議案第 10 号	令和2年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
11	議案第 11 号	令和2年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
12	議案第 12 号	令和2年度福島市青木財産区特別会計予算
13	議案第 13 号	令和2年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
14	議案第 14 号	令和2年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
15	議案第 15 号	令和元年度福島市一般会計補正予算(第6号)
16	議案第 16 号	令和元年度福島市一般会計補正予算(第7号)
17	議案第 17 号	令和元年度福島市水道事業会計補正予算
18	議案第 18 号	令和元年度福島市下水道事業会計補正予算
19	議案第 19 号	令和元年度福島市農業集落排水事業会計補正予算
20	議案第 20 号	令和元年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
21	議案第 21 号	令和元年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算
22	議案第 22 号	令和元年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
23	議案第 23 号	令和元年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算
24	議案第 24 号	福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・選挙公報掲載文原稿及び写真を電子データで提出することができる規定を追加 (公布の日から施行)
25	議案第 25 号	福島市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 (1)法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (2)法改正に伴い、議会から求められた意見の提出期限を、当該意見を求められた日から30日以内とする規定を追加 (令和2年4月1日から施行)
26	議案第 26 号	福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件 一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)任期を定めた採用、任期の更新その他必要な事項を規定 (2)勤務時間、休暇等の勤務条件について、必要な事項を関係条例において規定 (令和2年4月1日から施行)
27	議案第 27 号	議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

28	議案第 28 号	<p>議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・期末手当…令和元年12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.675月」→「1.725月」（0.05月増） （公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用）</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定の件 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例における報酬額等に関する規定の改正等 ①改正及び追加</p> <table border="1" data-bbox="730 577 1458 913"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医</td> <td>年額</td> <td>1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td>年額</td> <td>1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育所嘱託医又は認定こども園嘱託医</td> <td>内科 年額</td> <td>1施設につき、159,500円を超えない範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>歯科 年額</td> <td>1施設につき、76,200円を超えない範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師（認定こども園）</td> <td>年額</td> <td>1園につき、35,500円</td> </tr> <tr> <td>生活保護指定医療機関指導員</td> <td>日額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>統計調査員</td> <td>1回</td> <td>国及び県が定める単価を超えない範囲内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>②訂正 ア 生活保護嘱託医 (誤)月額13,360円 → (正)月額66,800円 イ 生活保護精神科嘱託医 (誤)月額66,800円 → (正)月額13,360円 (令和2年4月1日から施行)</p>	区 分		報 酬 額	学校医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額	学校歯科医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額	保育所嘱託医又は認定こども園嘱託医	内科 年額	1施設につき、159,500円を超えない範囲内で市長が定める額	歯科 年額	1施設につき、76,200円を超えない範囲内で市長が定める額	学校薬剤師（認定こども園）	年額	1園につき、35,500円	生活保護指定医療機関指導員	日額	45,000円	統計調査員	1回	国及び県が定める単価を超えない範囲内で市長が定める額
区 分		報 酬 額																							
学校医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額																							
学校歯科医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額																							
保育所嘱託医又は認定こども園嘱託医	内科 年額	1施設につき、159,500円を超えない範囲内で市長が定める額																							
	歯科 年額	1施設につき、76,200円を超えない範囲内で市長が定める額																							
学校薬剤師（認定こども園）	年額	1園につき、35,500円																							
生活保護指定医療機関指導員	日額	45,000円																							
統計調査員	1回	国及び県が定める単価を超えない範囲内で市長が定める額																							
29	議案第 29 号	<p>市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・期末手当…令和元年12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.65月」→「1.7月」（0.05月増） （公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用）</p>																							
30	議案第 30 号	<p>福島市森林環境整備基金条例制定の件 森林環境整備基金を設置するため、条例を設ける。 【主な改正内容】 (1)森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置 (2)基金活用対象は、森林の整備に関する施策、森林を担うべき人材の育成・確保、木材の利用の促進その他の森林整備の促進に関する施策等 (公布の日から施行)</p>																							
31	議案第 31 号	<p>福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 毒物及び劇物取締法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)毒物及び劇物取締法関係 ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (2)ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係 ・元患者家族又はその遺族等の戸籍に関し、無料で証明を行うための規定を追加 (3)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令関係 ・建築物エネルギー消費性能基準の適合認定において簡易な評価方法が加わることに伴う規定の追加 (令和2年4月1日から施行。ただし、(2)については公布の日から施行)</p>																							
32	議案第 32 号	<p>福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 卸売市場法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。</p>																							

		<p>【主な改正内容】 (1)卸売業者に関するルールを改定 ①事業年度毎の事業報告書作成及び市長への提出を義務化 ②売買取引条件及び卸売予定数量について、インターネットその他の適切な方法による公表を義務化 ③多様な取引形態に対応するため、自己買い付けの禁止規定を廃止 (2)売買取引において、せり売の割合を廃止 (3)HACCPへの対応規定を追加 (令和2年6月21日から施行)</p> <p>33 議案第 33 号 福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 ・成年被後見人の人権が尊重され不当に差別されることがないように、登録の資格等に関する規定を適正化 (公布の日から施行)</p> <p>34 議案第 34 号 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例制定の件 障がいのある人も障がいのない人も共にいきいきと暮らせる共生社会を実現するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)共生社会実現のための基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を規定 (2)差別及び虐待の禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮、バリアフリー化の推進等について規定 (3)市町村障害者計画等の策定、施策の推進方針、推進組織の設置等について規定 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>35 議案第 35 号 福島市子育て世帯応援に係る手当に関する条例を廃止する条例制定の件 子育て世帯応援に係る手当の廃止に伴い、条例を廃止する。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>36 議案第 36 号 福島市まちなか交流施設条例制定の件 まちなか交流施設を設置するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)位置 福島市本町2番6号 (2)施設 ①交流エリア ②多目的ルーム ③展示スペース ④休憩スペース (3)開館時間 午前10時から午後7時まで (4)使用料</p> <table border="1" data-bbox="726 1429 1270 1704"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流エリア</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>展示スペース(東側)</td> <td>1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>展示スペース(西側)</td> <td>1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>展示スペース(南側)</td> <td>1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>全面(交流エリア・多目的ルーム・展示スペース・休憩スペース)</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行) 37 議案第 37 号 福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件 客引き等に係る禁止事項の適正化を図るため、所要の改正を行う。 【改正内容】 ・客引き、誘引が禁止される営業形態の対象範囲を適正化 (令和2年7月1日から施行)</p> <p>38 議案第 38 号 福島市保健所条例の一部を改正する条例制定の件 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・法改正により必置となった動物愛護管理担当職員の設置に関する規定を追加 (令和2年6月1日から施行)</p>	区分	使用料		交流エリア	1時間	200円	多目的ルーム	1時間	100円	展示スペース(東側)	1日	200円	展示スペース(西側)	1日	100円	展示スペース(南側)	1日	100円	全面(交流エリア・多目的ルーム・展示スペース・休憩スペース)	1時間	600円
区分	使用料																						
交流エリア	1時間	200円																					
多目的ルーム	1時間	100円																					
展示スペース(東側)	1日	200円																					
展示スペース(西側)	1日	100円																					
展示スペース(南側)	1日	100円																					
全面(交流エリア・多目的ルーム・展示スペース・休憩スペース)	1時間	600円																					

39	議案第 39 号	<p>福島市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定の件 食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の基準が厚生労働省令で定められることに伴い、これまで条例で規定していた当該基準を削除 <p>(令和2年6月1日から施行)</p>																														
40	議案第 40 号	<p>福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件 浄化槽法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業務に関する研修の受講を義務付ける規定を追加 <p>(令和2年4月1日から施行)</p>																														
41	議案第 41 号	<p>福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 公園使用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>公園使用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>440円</td> <td>510円</td> <td rowspan="2">1本につき1年</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>400円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔</td> <td>790円</td> <td>910円</td> <td>1個につき1年</td> </tr> <tr> <td>外径0.07m未満のガス管等</td> <td>17円</td> <td>19円</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> </tr> <tr> <td>外径1m以上のガス管等</td> <td>470円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>630円</td> <td>730円</td> <td>1本につき1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>	占用物件	改正前	改正後	単位	第1種電柱	440円	510円	1本につき1年	第1種電話柱	400円	460円	変圧塔	790円	910円	1個につき1年	外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年	外径1m以上のガス管等	470円	550円	標識	630円	730円	1本につき1年				
占用物件	改正前	改正後	単位																													
第1種電柱	440円	510円	1本につき1年																													
第1種電話柱	400円	460円																														
変圧塔	790円	910円	1個につき1年																													
外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年																													
外径1m以上のガス管等	470円	550円																														
標識	630円	730円	1本につき1年																													
42	議案第 42 号	<p>福島市営住宅等条例等の一部を改正する条例制定の件 民法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)入居者の瑕疵によらず市営住宅の一部が使用不能となった場合、使用できない部分の割合に応じて家賃を減額する規定を追加 (2)入居中の未納家賃に敷金を充てることができる規定を追加 <p>(令和2年4月1日から施行)</p>																														
43	議案第 43 号	<p>福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件 道路占用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用料の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>440円</td> <td>510円</td> <td rowspan="2">1本につき1年</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>400円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔</td> <td>790円</td> <td>910円</td> <td>1個につき1年</td> </tr> <tr> <td>外径0.07m未満のガス管等</td> <td>17円</td> <td>19円</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> </tr> <tr> <td>外径1m以上のガス管等</td> <td>470円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>看板</td> <td>1,700円</td> <td>1,900円</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>630円</td> <td>730円</td> <td>1本につき1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年4月1日から施行)</p>	占用物件	改正前	改正後	単位	第1種電柱	440円	510円	1本につき1年	第1種電話柱	400円	460円	変圧塔	790円	910円	1個につき1年	外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年	外径1m以上のガス管等	470円	550円	看板	1,700円	1,900円	表示面積1㎡につき1年	標識	630円	730円	1本につき1年
占用物件	改正前	改正後	単位																													
第1種電柱	440円	510円	1本につき1年																													
第1種電話柱	400円	460円																														
変圧塔	790円	910円	1個につき1年																													
外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年																													
外径1m以上のガス管等	470円	550円																														
看板	1,700円	1,900円	表示面積1㎡につき1年																													
標識	630円	730円	1本につき1年																													
44	議案第 44 号	<p>福島市下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 <p>(令和2年4月1日から施行)</p>																														
45	議案第 45 号	<p>福島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p>																														

		・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (令和2年4月1日から施行)
46	議案第 46 号	福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 消防団の組織体制の強化及び基本団員の負担軽減等を図るため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)大規模災害時の活動・支援や、基本団員の活動を補完する機能別団員を新たに規定 (2)定員の見直し及び機能別団員の報酬額を規定 ①定員 2,630人 → 2,660人(内訳:基本団員2,506人、機能別団員154人) ②機能別団員の報酬 年額12,000円 (令和2年4月1日から施行。ただし、機能別団員に関する規定は令和2年10月1日から施行)
47	議案第 47 号	市道路線の認定及び廃止の件 一般公共の用に供するため26路線を認定するとともに、3路線を廃止する。
48	議案第 48 号	包括外部監査契約の件 令和2年度の包括外部監査契約を締結する。
49	議案第 49 号	工事請負契約の一部変更の件(渡利学習センター建築工事(建築本体)) 施工工程に変更が生じたため、工事期限を変更する。
50	議案第 50 号	財産処分の件(福島おおぞそうインター工業団地(B区画)) 分譲用地として造成した福島おおぞそうインター工業団地の一部を処分する。
51	議案第 51 号	・処分先 株式会社菊池製作所 代表取締役社長 菊池 功 財産処分の件(福島おおぞそうインター工業団地(C区画)) 分譲用地として造成した福島おおぞそうインター工業団地の一部を処分する。
52	報告第 1 号	・処分先 高圧ガス工業株式会社 代表取締役社長 澁谷 信雄 専決処分報告の件 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。



令和2年3月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和2年3月25日提出)

- 1 議案第 52 号 固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 2 議案第 53 号 財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)
- 3 議案第 54 号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 4 議案第 55 号 専決事項指定の件の一部を改正することについて
- 5 議案第 56 号 令和元年度福島市一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正 (新型コロナウイルス感染症対策関連)

所管部	所管所属	No.	内 容	補正額 (千円)	財源 (千円)
商工観光部	商業労政課 観光コンベンション推進室	1	緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助金	110,000	一般財源 110,000
		2	緊急経済対策資金融資制度利子補給事業費	76,844	一般財源 76,844
		3	ピンチをチャンスにプロジェクト事業費	23,500	一般財源 23,500
こども未来部	こども政策課	4	放課後児童健全育成事業費	65,499	国 65,499
		5	ファミリーサポートセンター運営費	1,332	国 1,332
		6	子育て短期支援事業費	1,500	国 1,500
幼稚園・保育課	幼稚園・保育課	7	公立保育施設等 新型コロナウイルス感染症対策事業費	12,000	国 12,000
		8	私立保育施設等 新型コロナウイルス感染症対策事業費	105,500	国 105,500
計				396,175	一般財源 210,344 国 185,831

現 計 予 算 額 132,112,485

補 正 後 の 予 算 額 132,508,660

(2) 繰越明許費補正 (新型コロナウイルス感染症対策関連)

(追 加)

款	項	事 業 名	金額 (千円)
2	1 総務管理費	庶務事務システム導入事業	50,596
7	1 商工費	緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助	110,000
		緊急経済対策資金融資制度利子補給事業	70,933
		ピンチをチャンスにプロジェクト事業	23,500

(変 更)

款	項	事 業 名	金額 (千円)	
			変更前	変更後
8	4 都市計画費	社会資本整備推進事業	46,127	60,749

(3) 債務負担行為補正 (新型コロナウイルス感染症対策関連)

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
福島県緊急経済対策資金融資制度資金の融資に対する利子補給 (中小企業者)	令和元年度から 令和3年度まで	福島県緊急経済対策資金融資制度資金として金融機関が80,000を 限度として融資した資金の融資残高に対する利子相当額

- 6 議案第 57 号 財産取得の件
第3期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画に基づき、用地を取得する。
・取得先 福島地方土地開発公社

令和2年3月市議会定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和2年3月25日提出)

- 1 議案第 58 号 新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び支援を求める意見書
- 2 議案第 59 号 福島の復興・創生に対する中長期的支援を求める意見書
- 3 議案第 60 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和2年4月30日市議会緊急会議提出議案(市長提出議案)

(令和2年4月30日提出)

1	議案第 61 号	令和2年度福島市一般会計補正予算
2	議案第 62 号	福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)被保険者が療養のため労務に服することができない期間について傷病手当金を支給 ①対象者 新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 ②支給額 直近3月間の給与収入の平均日額 × 2/3 × 労務に服することができない日数 ③支給期間 最長で1年6月まで(支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までのもの) (公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用)
3	議案第 63 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定の件 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合、全部を減免 (2)主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③のいずれにも該当する世帯である場合、前年の所得金額に応じ、算出した対象保険税額の10分の2から全部を減免 ①事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下 ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下 (公布の日から施行し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期の末日が到来する税額に限り適用)
4	議案第 64 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例制定の件 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を講ずるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 第1号被保険者の納付すべき介護保険料について、下記により減免 (1)主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合、全部を減免 (2)主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①及び②に該当する第1号被保険者である場合、主たる生計維持者の前年の所得金額に応じ、算出した対象保険料額の10分の8又は全部を減免 ①事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上 ②減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下 (公布の日から施行し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期の末日が到来する保険料に限り適用)
5	議案第 65 号	福島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、

	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金が支給されることとなったため、本市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を追加</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
--	--

<p>令和2年6月市議会定例会議提出議案(市長提出議案)</p> <p style="text-align: right;">(令和2年6月1日提出)</p>	
---	--

1	議案第66号	令和2年度福島市一般会計補正予算(第2号)																								
2	議案第67号	令和2年度福島市一般会計補正予算(第3号)																								
3	議案第68号	令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算																								
4	議案第69号	令和2年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算																								
5	議案第70号	<p>福島市公告式条例の一部を改正する条例制定の件 事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの公示を行う掲示場を1か所に変更 福島市役所及び各支所・出張所掲示場(19か所)→福島市役所掲示場(1か所) <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>																								
6	議案第71号	<p>福島市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定の件 交通安全対策の総合的な推進を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が職員のうちから任命する委員の数を増員 4人 → 5人 <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>																								
7	議案第72号	<p>議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)令和2年6月期の期末手当を20%減額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①議長</td> <td style="width: 10%;">支給額</td> <td style="width: 10%;">1,391,280円</td> <td style="width: 10%;">→</td> <td style="width: 10%;">1,113,024円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>②副議長</td> <td>支給額</td> <td>1,297,236円</td> <td>→</td> <td>1,037,789円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③議員</td> <td>支給額</td> <td>1,221,960円</td> <td>→</td> <td>977,568円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>	①議長	支給額	1,391,280円	→	1,113,024円		②副議長	支給額	1,297,236円	→	1,037,789円		③議員	支給額	1,221,960円	→	977,568円							
①議長	支給額	1,391,280円	→	1,113,024円																						
②副議長	支給額	1,297,236円	→	1,037,789円																						
③議員	支給額	1,221,960円	→	977,568円																						
8	議案第73号	<p>市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)令和2年6月期の期末手当を減額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①市長</td> <td style="width: 10%;">支給額</td> <td style="width: 10%;">2,105,676円</td> <td style="width: 10%;">→</td> <td style="width: 10%;">1,052,838円</td> <td style="width: 50%;">(50%の減額)</td> </tr> <tr> <td>②副市長</td> <td>支給額</td> <td>1,740,057円</td> <td>→</td> <td>1,218,040円</td> <td>(30%の減額)</td> </tr> <tr> <td>③教育長、水道事業管理者</td> <td>支給額</td> <td>1,574,433円</td> <td>→</td> <td>1,259,547円</td> <td>(20%の減額)</td> </tr> <tr> <td>④常勤監査委員</td> <td>支給額</td> <td>1,315,143円</td> <td>→</td> <td>1,052,115円</td> <td>(20%の減額)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>	①市長	支給額	2,105,676円	→	1,052,838円	(50%の減額)	②副市長	支給額	1,740,057円	→	1,218,040円	(30%の減額)	③教育長、水道事業管理者	支給額	1,574,433円	→	1,259,547円	(20%の減額)	④常勤監査委員	支給額	1,315,143円	→	1,052,115円	(20%の減額)
①市長	支給額	2,105,676円	→	1,052,838円	(50%の減額)																					
②副市長	支給額	1,740,057円	→	1,218,040円	(30%の減額)																					
③教育長、水道事業管理者	支給額	1,574,433円	→	1,259,547円	(20%の減額)																					
④常勤監査委員	支給額	1,315,143円	→	1,052,115円	(20%の減額)																					
9	議案第74号	<p>福島市税条例等の一部を改正する条例制定の件 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し【個人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未婚のひとり親にも所得控除が適用 ②寡夫に対する控除額の引き上げ 26万円→30万円 ③離婚後扶養親族を有する寡婦に対し所得制限を追加 <p style="text-align: right;">(令和3年1月1日から施行)</p> <p>(2)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し【市たばこ税】</p> <p>(現行)葉巻たばこ1g → 紙巻たばこ1本 に換算 (改正後)1本1g未満の葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本 に換算</p>																								

		<p>(令和2年10月1日から施行)</p> <p>(3)「現に所有している者」の申告の制度化【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の所有者が死亡した場合において、相続人の中から「現に所有する者」の申告書の提出を義務化 <p>(令和2年10月1日から施行)</p> <p>(4)「使用者」を「所有者」とみなす制度の拡大【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探索を行っても所有者が不明である固定資産について、その使用者を所有者とみなして課税できる規定を追加 <p>(公布の日から施行)</p> <p>(5)固定資産税に対する課税標準の特例措置(わがまち特例)の特例率の見直し【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型・特定再生可能エネルギー発電設備(出力 5,000kw 以上の水力発電設備)に係る課税標準の特例率の見直し <p>課税標準の特例率 3分の2 → 4分の3</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>≪新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連≫</p> <p>(1)住宅借入金等特別税額控除特例の入居期間要件の延長【個人市民税】</p> <p>(現行)令和元年10月から令和2年12月末までに入居</p> <p>(改正後)令和元年10月から令和3年12月末までに入居</p> <p>(令和3年1月1日から施行)</p> <p>(2)中止等された行事に係る入場料等の払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の適用【個人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等された行事に係る入場料等の払戻請求権を放棄し申告を行った場合、翌年度の市民税より控除 <p>(令和3年1月1日から施行)</p> <p>(3)軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【軽自動車税】</p> <p>(現行)令和元年10月から令和2年9月末までに取得</p> <p>(改正後)令和元年10月から令和3年3月末までに取得</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(4)先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例措置(わがまち特例)適用範囲の拡大【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月31日までに中小事業者等が取得した、先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物を対象資産として追加 <p>(公布の日から施行)</p> <p>(5)徴収猶予の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、申請手続に関する規定を追加 <p>(公布の日から施行)</p>
10	議案第75号	<p>福島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴う条例中で引用する法律の題名及び条項の改正 <p>(公布の日から施行)</p>
11	議案第76号	<p>福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードの廃止に伴い、再交付手数料を廃止 <p>(公布の日から施行)</p> <p>(2)</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係</p>

12	議案第77号	<p>・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (令和2年9月1日から施行)</p> <p>福島市地域振興施設道の駅条例制定の件 地域振興施設道の駅を設置するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)位置 福島市大笹生字月崎1番地の1 (2)機能 ①農産物等販売施設 ②飲食物提供施設 ③屋内こども遊び場 ④多目的広場 ⑤公衆トイレ ⑥駐車場 (3)開館時間 午前9時から午後6時まで(公衆トイレ、駐車場を除く。) (4)使用料</p> <table border="1" data-bbox="635 607 1284 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>レンタサイクル</td> <td>1回2時間以内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)管理 指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について規定</p>	区分	使用料		多目的広場	1平方メートルにつき1日	25円	レンタサイクル	1回2時間以内	300円	温水シャワー	1回	200円
区分	使用料													
多目的広場	1平方メートルにつき1日	25円												
レンタサイクル	1回2時間以内	300円												
温水シャワー	1回	200円												
13	議案第78号	<p>(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行) 福島市土湯温泉まちおこしセンター条例の一部を改正する条例制定の件 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定</p>												
14	議案第79号	<p>(公布の日から施行) 福島市土湯温泉観光交流センター条例の一部を改正する条例制定の件 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定</p>												
15	議案第80号	<p>(公布の日から施行) 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)家庭的保育事業等による保育の提供終了後において、教育又は保育が継続的に提供されるよう市長が措置を講じた場合、受け皿の確保に関する基準を緩和 (2)保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化</p>												
16	議案第81号	<p>(公布の日から施行) 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・特定地域型保育事業者による保育の提供終了後において、教育又は保育が継続的に提供されるよう市長が措置を講じた場合、受け皿の確保に関する基準を緩和</p>												

17	議案第82号	(公布の日から施行) 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・放課後児童支援員の資格要件に、中核市の長が行う研修を修了した者を追加
18	議案第83号	(公布の日から施行) 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)課税限度額の引き上げ 96万円 → 99万円 (2)軽減判定所得の基準額引き上げにより、低所得者の課税を軽減
19	議案第84号	(公布の日から施行) 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)対象期間の延長 平成22年度から令和元年度まで→令和2年度まで (2)減免対象及び内容 ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 令和2年4月分～令和3年3月分までの1年分減免
20	議案第85号	(公布の日から施行) 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・令和2年度の国民健康保険税のうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額について引き続き減免
21	議案第86号	(公布の日から施行) 福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・低所得者の保険料率を軽減
22	議案第87号	(公布の日から施行) 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)対象期間の延長 平成22年度から令和元年度まで→令和2年度まで (2)減免対象及び内容 ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 令和2年4月分～令和3年3月分までの1年分減免

段階	割合		保険料年額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0.375	0.3	27,500円	22,000円
2	0.625	0.5	45,800円	36,600円
3	0.725	0.7	53,100円	51,200円

23	議案第88号	(公布の日から施行) 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・令和2年度の第1号被保険者に係る介護保険料のうち、令和2年9月末までに納期限が到来するものについて引き続き減免
24	議案第89号	(公布の日から施行) 福島市受動喫煙防止条例制定の件 受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し健康増進を図るため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)受動喫煙防止のため、市、市民等、保護者及び事業者の責務を規定 (2)市が設置する施設における受動喫煙防止策を規定 (3)受動喫煙防止重点区域の指定について規定 (4)重点区域内における喫煙の禁止について規定 (5)罰則について規定 (令和2年7月1日から施行。ただし、(4)については令和2年10月1日から、(5)については令和3年3月1日から施行)
25	議案第90号	損害賠償の額の決定並びに和解の件 福島市御山地内における自動車整備工場及び事務所浸水事故に係る損害事件について、損害賠償の額を決定し、和解する。
26	議案第91号	財産取得の件(除雪グレーダ)
27	議案第92号	除雪グレーダを1台更新する。 財産処分(福島おおぞそうインター工業団地(D区画)) 分譲用地として造成した福島おおぞそうインター工業団地の一部を処分する。 ・処分先 トモト電子工業株式会社 代表取締役社長 滝田 昇
28	報告第4号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
29	報告第5号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
30	報告第6号	福島市一般会計予算の事故繰越しの件
31	報告第7号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
32	報告第8号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
33	報告第9号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
34	報告第10号	福島市農業集落排水事業会計予算の繰越しの件
35	報告第11号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
36	報告第12号	専決処分報告の件

令和2年6月市議会定例会議提出議案(議員提出議案、追加分)

(令和2年6月9日提出)

1	議案第93号	福島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件
---	--------	-----------------------------------

令和2年6月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和2年6月12日提出)

1	議案第94号	農業委員会委員任命の件
2	議案第95号	固定資産評価審査委員会委員選任の件

令和2年6月市議会定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和2年6月12日提出)

1	議案第96号	地方財政の充実・強化を求める意見書
2	議案第97号	被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

令和2年6月25日市議会緊急会議提出議案(市長提出議案)

(令和2年6月25日提出)

1	議案第98号	令和2年度福島市一般会計補正予算
2	議案第99号	財産取得の件 福島市古関裕而記念館駐車場用地を取得する。 ・取得先 日本赤十字社 社長 大塚 義治

令和2年7月31日市議会緊急会議提出議案(市長提出議案)

(令和2年7月31日提出)

1	議案第100号	令和2年度福島市一般会計補正予算 歳入歳出予算補正 (新型コロナウイルス感染症対策関連)																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">所管部</th> <th style="width: 15%;">所管所属</th> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">補正額(千円)</th> <th style="width: 20%;">財源(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務</td> <td>危機管理室</td> <td>1</td> <td>避難所対策費</td> <td style="text-align: right;">16,000</td> <td>一般財源 16,000</td> </tr> <tr> <td>財務</td> <td>財政</td> <td>2</td> <td>新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金</td> <td style="text-align: right;">(261,250)</td> <td>(歳入補正)</td> </tr> <tr> <td>商工観光</td> <td>観光コンベンション 推進室</td> <td>3</td> <td>古関裕而のまちおもてなし事業費</td> <td style="text-align: right;">17,000</td> <td>一般財源 17,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康福祉</td> <td>生活福祉</td> <td>4</td> <td>赤ちゃん応援特別定額給付金</td> <td style="text-align: right;">182,000</td> <td>一般財源 182,000</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉</td> <td>5</td> <td>就労継続支援事業所支援給付金</td> <td style="text-align: right;">24,000</td> <td>国 24,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">こども未来</td> <td rowspan="4">こども政策</td> <td>6</td> <td>放課後児童クラブ感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">53,750</td> <td>県 53,750</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ファミリーサポートセンター感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td>県 500</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域子育て支援拠点施設感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">11,500</td> <td>県 11,500</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>児童センター感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">2,500</td> <td>県 2,500</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>児童公園感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td>県 500</td> </tr> <tr> <td>こども家庭</td> <td>11</td> <td>こども発達支援センター感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td>県 240</td> </tr> <tr> <td>幼稚園・保育</td> <td>12</td> <td>幼稚園・保育施設感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">129,950</td> <td>県 129,950</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>学校教育</td> <td>13</td> <td>学校感染防止対策費</td> <td style="text-align: right;">92,500</td> <td>国 46,250 一般財源 46,250</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border: 2px solid black;">530,440</td> <td>国 70,250 県 198,940 一般財源 261,250</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">現 計 予 算 額</td> <td style="text-align: right;">151,835,258</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">補 正 後 の 予 算 額</td> <td style="text-align: right;">152,365,698</td> </tr> </tbody> </table>			所管部	所管所属	No.	内 容	補正額(千円)	財源(千円)	総務	危機管理室	1	避難所対策費	16,000	一般財源 16,000	財務	財政	2	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	(261,250)	(歳入補正)	商工観光	観光コンベンション 推進室	3	古関裕而のまちおもてなし事業費	17,000	一般財源 17,000	健康福祉	生活福祉	4	赤ちゃん応援特別定額給付金	182,000	一般財源 182,000	障がい福祉	5	就労継続支援事業所支援給付金	24,000	国 24,000	こども未来	こども政策	6	放課後児童クラブ感染防止対策費	53,750	県 53,750	7	ファミリーサポートセンター感染防止対策費	500	県 500	8	地域子育て支援拠点施設感染防止対策費	11,500	県 11,500	9	児童センター感染防止対策費	2,500	県 2,500	10	児童公園感染防止対策費	500	県 500	こども家庭	11	こども発達支援センター感染防止対策費	240	県 240	幼稚園・保育	12	幼稚園・保育施設感染防止対策費	129,950	県 129,950	教育委員会	学校教育	13	学校感染防止対策費	92,500	国 46,250 一般財源 46,250	計				530,440	国 70,250 県 198,940 一般財源 261,250					現 計 予 算 額	151,835,258					補 正 後 の 予 算 額	152,365,698
所管部	所管所属	No.	内 容	補正額(千円)	財源(千円)																																																																																								
総務	危機管理室	1	避難所対策費	16,000	一般財源 16,000																																																																																								
財務	財政	2	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	(261,250)	(歳入補正)																																																																																								
商工観光	観光コンベンション 推進室	3	古関裕而のまちおもてなし事業費	17,000	一般財源 17,000																																																																																								
健康福祉	生活福祉	4	赤ちゃん応援特別定額給付金	182,000	一般財源 182,000																																																																																								
	障がい福祉	5	就労継続支援事業所支援給付金	24,000	国 24,000																																																																																								
こども未来	こども政策	6	放課後児童クラブ感染防止対策費	53,750	県 53,750																																																																																								
		7	ファミリーサポートセンター感染防止対策費	500	県 500																																																																																								
		8	地域子育て支援拠点施設感染防止対策費	11,500	県 11,500																																																																																								
		9	児童センター感染防止対策費	2,500	県 2,500																																																																																								
	10	児童公園感染防止対策費	500	県 500																																																																																									
こども家庭	11	こども発達支援センター感染防止対策費	240	県 240																																																																																									
幼稚園・保育	12	幼稚園・保育施設感染防止対策費	129,950	県 129,950																																																																																									
教育委員会	学校教育	13	学校感染防止対策費	92,500	国 46,250 一般財源 46,250																																																																																								
計				530,440	国 70,250 県 198,940 一般財源 261,250																																																																																								
				現 計 予 算 額	151,835,258																																																																																								
				補 正 後 の 予 算 額	152,365,698																																																																																								

令和2年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和2年9月1日提出)

1	議案第101号	令和2年度福島市一般会計補正予算
2	議案第102号	令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
3	議案第103号	令和2年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
4	議案第104号	令和元年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件
5	議案第105号	令和元年度福島市水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
6	議案第106号	令和元年度福島市下水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
7	議案第107号	令和元年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件

8	議案第 108 号	<p>福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 新型コロナウイルス感染症への対応を行った職員に支給する防疫作業手当の特例を定めるため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合、特例に基づく防疫作業手当を支給 ・支給額 1日につき4,000円の範囲内 (公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用)</p>
9	議案第 109 号	<p>福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 ・都市再生特別措置法に基づき、官民が一体となって実施する滞在快適性等向上施設等の整備において、当該固定資産に係る5年間の都市計画税の課税標準を2分の1とする規定を追加 (都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)</p>
10	議案第 110 号	<p>福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件 地域再生法に基づく福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトの計画期間延長に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)本社機能移転による特例措置(3年間の課税免除)及び本社機能拡充による特例措置(3年間の不均一課税)の適用期間の延長 ・対象となる機能整備計画の認定期限 令和2年3月31日→令和4年3月31日 (公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用)</p>
11	議案第 111 号	<p>福島市債権管理条例等の一部を改正する条例制定の件 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 (1)延滞金計算の基礎となる「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正 ①福島市債権管理条例 ②福島市農業集落排水事業分担金条例 ③福島市介護保険条例 ④福島市後期高齢者医療に関する条例 ⑤福島市道路占用料徴収条例 ⑥福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ⑦福島市準用河川流水占用料等徴収条例 (令和3年1月1日から施行)</p>
12	議案第 112 号	<p>福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件 福島市立大久保小学校及び福島市立青木小学校の統廃合のため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 ・大久保小学校、青木小学校を廃校とし、飯野小学校に統合 (令和3年4月1日から施行)</p>
13	議案第 113 号	<p>福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (公布の日から施行)</p>
14	議案第 114 号	<p>福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件 市営住宅の用途廃止のため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】 ・けやきの村団地、田端団地を別表から削除</p>

			(公布の日から施行)
15	議案第 115 号	市道路線の認定及び廃止の件 一般公共の用に供するため21路線を認定するとともに、2路線を廃止する。 (1)路線数 7,947本 ⇒ 7,966本 (2)市道延長 約2,962.8km ⇒ 約2,965.0km	
16	議案第 116 号	工事請負契約の件(福島消防署清水分署整備工事(建築本体)) 福島消防署清水分署整備工事(建築本体)について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 268,400,000円 (2)契約の相手方 佐藤工業株式会社 代表取締役社長 八巻 恵一 (3)履行期限 令和3年9月30日	
17	議案第 117 号	工事請負契約の件(十六沼公園サッカー場人工芝張替工事) 十六沼公園サッカー場人工芝張替工事について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 292,652,800円 (2)契約の相手方 植留・大宝特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社植留緑化土木 代表取締役 田中吉満 (3)履行期限 令和3年3月10日	
18	議案第 118 号	工事請負契約の件(中央市民プール改修工事2工区(建築工事)) 中央市民プール改修工事2工区(建築工事)について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 259,600,000円 (2)契約の相手方 株式会社ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳 (3)履行期限 令和3年6月18日	
19	議案第 119 号	財産取得の件(消防ポンプ自動車) 福島南消防署の消防ポンプ自動車を1台更新する。 (1)契約金額 54,670,000円 (2)契約の相手方 株式会社モリタ 仙台支店 支店長 高岡 雄二 (3)納期 令和3年3月31日	
20	議案第 120 号	財産取得の件(小型動力ポンプ付水槽車) 福島消防署の小型動力ポンプ付水槽車を1台更新する。 (1)契約金額 64,295,000円 (2)契約の相手方 株式会社モリタ 仙台支店 支店長 高岡 雄二 (3)納期 令和3年3月31日	
21	議案第 121 号	財産取得の件(高規格救急自動車) 福島消防署西出張所の高規格救急自動車を1台更新する。 (1)契約金額 34,895,300円 (2)契約の相手方 福島トヨタ自動車株式会社 福島店 店長 齋藤 康二 (3)納期 令和3年3月31日	
22	議案第 122 号	財産取得の件(消防団 消防ポンプ自動車) 消防団消防ポンプ自動車を3台更新する。 (1)契約金額 52,470,000円 (2)契約の相手方 株式会社ネイチャー 代表取締役 山本 努 (3)納期 令和3年9月30日	
23	議案第 123 号	工事請負契約の件(令和2年度地域振興施設「道の駅」整備事業本体建築工事) 令和2年度地域振興施設「道の駅」整備事業本体建築工事について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 872,300,000円 (2)契約の相手方 菅野・松崎・梅津特定建設工事共同企業体 代表者 菅野建設株式会社 代表取締役 菅野日出喜 (3)履行期限 令和3年3月30日	
24	議案第 124 号	工事請負契約の件(令和2年度地域振興施設「道の駅」整備事業本体電気設備工事) 令和2年度地域振興施設「道の駅」整備事業本体電気設備工事について、請	

		<p>負契約を締結する。</p> <p>(1)契約金額 184,162,000円</p> <p>(2)契約の相手方 大槻電設工業株式会社 代表取締役 大槻 博太</p> <p>(3)履行期限 令和3年3月30日</p> <p>25 報告第14号 福島市一般会計予算の継続費精算の件 令和元年度において継続年度が終了した継続費について、精算の報告を行う。</p> <p>(1)こども発達支援センター移転整備事業</p> <p>(2)新斎場建設工事</p> <p>(3)新最終処分場搬入道路建設工事</p> <p>(4)福島第二小学校及び三河台小学校屋内運動場耐震補強設計委託事業</p> <p>(5)荒井小学校校舎耐震補強等工事</p> <p>(6)飯坂小学校校舎耐震補強等工事</p> <p>(7)福島第三中学校、渡利中学校、蓬萊中学校及び平野中学校屋内運動場耐震補強設計委託事業</p> <p>(8)西信中学校校舎耐震補強等工事</p> <p>(9)十六沼公園サッカー場整備事業</p> <p>(10)信夫ヶ丘球場改修工事</p> <p>26 報告第15号 福島市水道事業会計予算の継続費精算の件 令和元年度において継続年度が終了した継続費について、精算の報告を行う。</p> <p>(1)神ノ森浄水場更新工事</p> <p>27 報告第16号 (2)西須川水管橋築造工事</p> <p>福島市工業団地整備事業費特別会計予算の継続費精算の件 令和元年度において継続年度が終了した継続費について、精算の報告を行う。</p> <p>(1)福島大笹生IC周辺地区工業団地(仮称)整備事業</p> <p>28 報告第17号 令和元年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。</p> <p>29 報告第18号 福島市農業・農村振興条例に基づく年次報告の件 福島市農業・農村振興条例第19条の規定により、農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策を報告する。</p> <p>30 報告第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく報告の件 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価結果を報告する。</p> <p>31 報告第20号 福島市中小企業振興基本条例に基づく報告の件 福島市中小企業振興基本条例第14条の規定により、中小企業振興プログラムに基づく施策の実施状況について報告する。</p> <p>32 報告第21号 市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件 市が4分の1以上出資している法人について、令和元年度の実施状況及び決算状況、令和2年度の事業計画及び予算について、それぞれ報告する。</p> <p>(1)福島市観光開発株式会社</p> <p>(2)公益財団法人福島市振興公社</p> <p>(3)公益財団法人福島市スポーツ振興公社</p> <p>(4)一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター</p> <p>(5)株式会社飯野町振興公社</p> <p>(6)株式会社福島まちづくりセンター</p> <p>(7)株式会社福島テクノサービス</p> <p>33 報告第22号 専決処分報告の件 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。</p> <p>(1)損害賠償の額の決定並びに和解の件(専決第9号)【市職員の交通事故に係る損傷事件】</p>
--	--	---

令和2年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和2年9月18日提出)

1	議案第125号	教育委員会委員任命の件
2	議案第126号	固定資産評価審査委員会委員選任の件
3	議案第127号	財産区管理委員選任の件(土湯温泉町財産区)
4	議案第128号	財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)
5	議案第129号	人権擁護委員候補者推薦の件

令和2年9月市議会定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和2年9月18日提出)

1	議案第130号	地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例制定の件
2	議案第131号	福島市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
3	議案第132号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
4	議案第133号	東京電力福島第一原子力発電所構内保管の多核種除去設備等処理水の処分に 関する意見書